

現場代理人の常駐義務緩和について(令和8年4月1日改正)

現場代理人は、工事現場の運営・取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約解除等を除く)を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障をきたさないよう工事現場への常駐(当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること)が義務づけられていますが、一定の要件を満たすと市が認めた場合に限り、例外的に現場代理人の常駐義務を緩和することができますこととなっております。この度建設業法施行令の改正(令和7年2月1日施行)を受け、当市においても常駐義務緩和に係る取扱基準を一部改正しましたので、次のとおりお知らせします。

1. 見直し内容

《現場代理人の兼務を認める対象工事の見直し》

予定価格が**4,500万円未満**(建築一式工事は**9,000万円**)の工事

※変更契約でこの金額以上になんでも兼務可。ただし、主任技術者を兼務している場合は不可。

現 行	改 正
2,500万円 (5,000万円)	4,500万円 (9,000万円)

()建築一式工事の場合

2. 対象工事の明記

工事の発注時に、特記仕様書に兼務できる旨を明記します。ただし、要件を満たす工事でも安全管理上等の理由から兼務を認めない場合があります。

3. 施行日

令和8年4月1日以降に発注する工事から適用します。